

奨学生のしおり

令和2年度

《震災特例採用版》

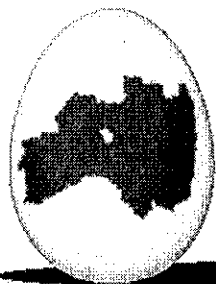
必 読 各種届出用紙在中。紛失しないよう保管ください。

学校を卒業後、奨学金の免除申請までの届出用紙が入っていますので、必要な手続きにご利用ください。

福島県高校教育課のHPからもダウンロードできます。

福島県奨学資金

検索



ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima.

福島県教育委員会

* 卒業後、返還猶予願・返還免除願・転居届等を県教委へ送付する際は、以下のラベルを切り取り、封筒に貼ってご使用ください。

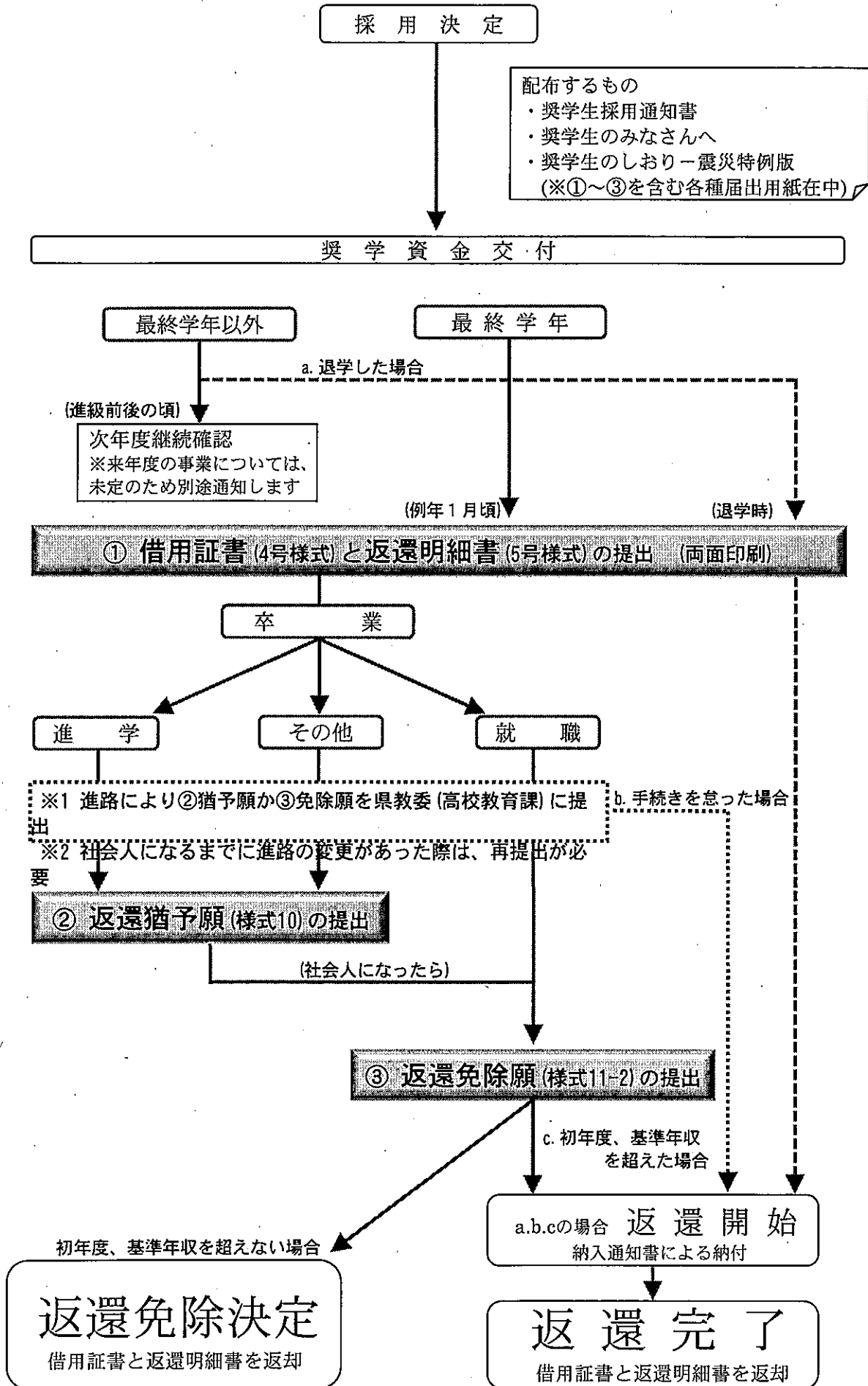
【書類送付先】

キリトリ

〒960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号 福島県教育庁高校教育課 「震災特例奨学資金担当」行	〒960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号 福島県教育庁高校教育課 「震災特例奨学資金担当」行
〒960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号 福島県教育庁高校教育課 「震災特例奨学資金担当」行	〒960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号 福島県教育庁高校教育課 「震災特例奨学資金担当」行
〒960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号 福島県教育庁高校教育課 「震災特例奨学資金担当」行	〒960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号 福島県教育庁高校教育課 「震災特例奨学資金担当」行
〒960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号 福島県教育庁高校教育課 「震災特例奨学資金担当」行	〒960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号 福島県教育庁高校教育課 「震災特例奨学資金担当」行

奨学生採用から返還完了(返還免除)まで

震災特例版



目 次

はじめに	1
1. 奨学生採用通知及び奨学資金の貸与について	2
2. 奨学生の異動	3
3. 借用証書と返還明細書	4
4. 奨学資金の返還	5
5. 返還の猶予	6
6. 返還の免除	7

<資料編>

1. 改氏名・転居・勤務先（変更）届（様式第1）
2. 福島県奨学生休学届（様式第2）
3. 福島県奨学資金復活願（様式第3）
4. 福島県奨学生転学届（様式第4）
5. 福島県奨学生退学届（様式第5）
6. 福島県奨学生停学届（様式第6）
7. 福島県奨学資金辞退届（様式第7）
8. 連帯保証人・保証人変更届（様式第8）
9. 福島県奨学生死亡届（様式第9）
10. 福島県奨学資金返還猶予願（様式第10）
11. " （記入例）
12. 福島県奨学資金（東日本大震災特例採用）返還免除願（様式第11-2）
13. " （記入例）
14. 福島県奨学資金貸与月額変更願（届）（様式第12）
15. 給与等支払（見込）証明書（参考様式）
16. 奨学資金借用証書（記入例） 第4号様式（第8条関係）
17. 奨学資金返還明細書（記入例） 第5号様式（第8条関係）
18. 福島県奨学資金貸与条例
19. 福島県奨学資金貸与条例施行規則



はじめに

この「奨学生のしおり」には、奨学生として採用されて以降の貸与開始から貸与終了までの在学中の諸手続きや、返還にあたっての注意などが記載されています。

全体を通してよく読んで内容を理解してください。

たとえば、学校を休学、又は奨学資金の辞退や住所の変更等、奨学生としての資格に変更がある場合、必ずそれぞれ願・届出の手続きが必要です。

在学中の手続きはすべて学校を通じて行いますが、卒業後は、ご自分で手続きを行うこととなります。巻末の書式をコピーし、福島県教育委員会（以下「県教委」という。）へ提出することとなりますので、このしおりは紛失することのないようにしてください。

1. 奨学生採用通知書及び奨学資金の貸与について

「奨学生採用通知書」は、あなたの福島県奨学生としての資格を証明するものです。記載事項について、誤りがないか確認し、誤りがあった場合は学校に申し出てください。

奨学生採用通知書に記載されている決定番号は大切な番号です。

1)決定番号について

決定番号は、奨学資金の貸与期間中はもちろん返還完了まで、あなたが県教委への問い合わせに使う大切な番号です。あなたが県教委へ願・届出をする場合に、決定番号の記入漏れや記入の間違があると、手続きに支障が生じることになります。

2)貸与期間について

貸付期間は、令和2年4月から令和3年3月の期間において、みなさんの希望に基づいて審査の上、貸与を決定した期間となります。

3)貸与金額について

貸与金額は、在学する学校の種類と保護者との同居の有無により、月ごとに決定します。令和2年度は、貸与を決定した期間の奨学資金を、新規募集採用者は年2回に分けて貸与します。ただし追加募集採用者は年1回の貸与となります。

4)奨学金の重複受給について

県奨学資金は、他の団体や自治体等の同種の奨学金と重複して受給することはできません(給付型で返還の義務を負わない奨学金については除きます)。

重複受給の場合、奨学生決定当初に遡及して奨学生を取り消すこととなります。

5)貸与の継続について

震災特例奨学資金は、令和3年度以降の貸与の継続について、現時点では未定です。

6)貸与の休止や停止

奨学生が休学した場合や進級できなかった場合などは、奨学資金を休止または停止いたします。

2. 奨学生の異動

異動とは、奨学生の資格に何らかの変動があったことをいいます。異動が予定されているとき、または異動があったときは、直ちに手続きをしてください。

異動の主なものには、次のものがあります。それぞれの事由ごと巻末に様式がありますので、コピーをして使用してください。

1)改氏名・転居・勤務先（変更）について

あなたが、住所変更をしたときは、「改氏名・転居・勤務先（変更）届」（様式第1）と添付書類（※）を提出してください。在学中であれば在学学校へ提出し、卒業後であれば直接、県教委へ提出することとなります。

同様に、あなたが改氏名したときは、「改氏名・転居・勤務先（変更）届」（様式第1）と、添付書類（※）を提出してください。本籍地にも変更がある場合は、「改氏名・転居・勤務先（変更）届」（様式第1）に本籍地の変更も記入してください。

※添付書類 ①住所変更の場合

(住民票上の住所変更の場合)

.....住民票抄本・運転免許証の写し等
(一時避難等住民票上の住所変更を伴わない場合)
.....特になし

②改氏名の場合.....本籍地記載の住民票抄本

③本籍地変更の場合.....本籍地記載の住民票抄本

2)連帯保証人の変更について

連帯保証人を変更する場合は、「連帯保証人・保証人変更届」（様式第8）と新しく連帯保証人になる方の住民票抄本（本籍地記載のもの）を添付し、提出することとなります。連帯保証人は原則として、福島県内に住民票住所を有する人に限ります。連帯保証人が未成年者である場合は、親権者、未成年後见人又はこれに代わる者と教育長が認めた者であって独立の生計を営み、かつ奨学資金の返還の責めを負うことが出来る程度の資力を有する者とします。

3)転学について

在学の中で転学する場合は、転出する学校に「福島県奨学生転学届」（様式第4）を提出します。その際、転入する学校へ届出用紙を送っていただくようお願い下さい。転入する学校より県教委まで届けられ、届けが完了となります。

4)退学について

在学の中で自己の都合又は学校処分によって生徒（学生）の身分を失うことを退学といいます。

退学する日の前に、学校を通して県教委まで連絡するとともに、「福島県奨学生退学届」（様式第5）を速やかに提出してください。

退学した場合、返還免除とならず、返還の義務が発生します。

3. 借用証書と返還明細書

奨学金の貸与終了後、「奨学資金借用証書」と「奨学資金返還明細書」は必ず提出してください。

この「奨学資金借用証書」と「奨学資金返還明細書」には、借用金額、割賦金額等大切な返還条件が記載されています。提出に際して、これらの事項を確認してください。

1) 「奨学資金借用証書」と「奨学資金返還明細書」の提出について

在學校を卒業する前に提出していただくこととなりますので、學校の指示に従い、期日までに提出してください。

また、退學により奨学金の貸与が終了した場合も、學校の指示に従って「奨学資金借用証書」及び「奨学資金返還明細書」を提出しなければなりません。

2) 連帯保証人について

「福島県奨学生願書」で署名した連帯保証人と同じ人にしてください。もし、どうしても同じ人を連帯保証人とすることができない事情があるときは、「連帯保証人・保証人変更届」（様式第8）と添付書類（本籍地記載の住民票抄本）を提出してください。

4. 奨学資金の返還

震災特例制度による奨学資金は、東日本大震災により被災し、経済的理由により修学が困難となった高校生を支援するための制度です。奨学生の将来に一層の負担を負わせることが、震災特例採用を実施する趣旨に反することから、返還免除申請をすることにより、多くの奨学生の返還を免除することを前提とした制度設計となっています。

ただし、①退学した場合②社会人となった向こう1年間の収入見込みが基準収入額を超える場合③その他、必要な申請を怠った場合等は、返還の義務が発生します。

その場合の取扱いについては次のとおりです。

1)奨学金の返還方法について

県教委から送付される「納入通知書」により、銀行等の金融機関（郵便局は除く）で返還(納入)していただきます。（県内の金融機関では、手数料はかかりませんが、県外の金融機関は手数料がかかる場合があります。）

返還方法は「半年賦」です。返還は、貸与終了の翌月から数えて6ヶ月経過後に始まり、6月30日と12月31日の期日までにそれぞれの「納入通知書」によって納入いただきます。

2)返還金の滞納について

奨学金の返還を怠ったときは、滞納した金額に延滞利息（年10%）が課せられます。

5. 返還の猶予

卒業後、進学した場合や社会人となった向こう一年間の収入見込みが特定できない場合、その間、返還猶予の手続きが必要です。

返還の猶予を希望する場合は、必要書類を添えて「福島県奨学資金返還猶予願」(様式10号)を提出します。

その他、在学中の貸与辞退により返還対象者となる場合、卒業までの期間について、必要書類を添えて「福島県奨学資金返還猶予願」(様式10号)を提出します。卒業後は、上記と同様の扱いとなります。

事 由	添付証明書	証明書発行者	猶 予 期 間
上級学校に進学したとき	在学証明書	在学学校長	在学期間(1年毎に在学証明書を提出)
上級学校以外の在学	在学証明書	在学学校長	1年毎に申請と在学証明を提出する。
疾病	その事実を明らかにする申立書	連帯保証人等	1年間
入学(受験)準備			
その他やむを得ない事由があるとき			

6. 返還の免除

震災特例制度による奨学資金は、東日本大震災により被災し、経済的理由により修学が困難となった高校生を支援するための制度です。奨学生の将来に一層の負担を負わせることが、震災特例採用を実施する趣旨に反することから、返還免除申請をすることにより、多くの奨学生の返還を免除することを前提とした制度設計となっています。

返還の免除を希望する場合は、社会人となった向こう1年間の収入見込額がわかる証明書を添えて「福島県奨学資金(東日本大震災特例採用)返還免除願(様式第11-2)」を提出します。

《返還免除基準となる年間収入見込額》

・高校等卒業の場合（進学者を除く）	340万円未満
・短大・専門学校に進学し卒業した場合	370万円未満
・大学に進学し卒業した場合	400万円未満

1) 給与所得者の場合

勤務先の証明を受けた「給与等支払見込証明書」を指定された期日までに提出します。「給与等支払見込証明書」は勤務先の指定するもの、または指定がない場合は、巻末の書式(任意書式)を使用してください。

2) 事業所得者の場合

卒業年度の翌年分の所得税の確定申告書の写し(令和2年度卒業者の場合、令和3年分申告書)または、卒業年度の翌々年度発行の所得証明書(令和2年度卒業者の場合、令和4年度(令和3年分)証明書)により確認します。

なお所得書類により確認するまでの期間中は、最長1年間に限り、事実を確認できる証明書を添付の上、願出により返還を猶予します(「5. 返還の猶予」参照)。

3) その他の場合

卒業後、引き続き就職活動をしている場合や、アルバイト等で年間収入見込額が特定できない場合は、卒業年度の翌々年度発行の所得証明書(令和2年度卒業者の場合、令和4年度(令和3年分)証明書)により確認します。

なお所得書類により確認するまでの期間中は、最長1年間に限り、事実を確認できる証明書を添付の上、願出により返還を猶予します。(「5. 返還の猶予」参照)。

<資料編>

改氏名・転居・勤務先（変更）届

年 月 日

福島県教育委員会教育長

決定番号	大・高・特例 第 号
	大・高・特例 第 号
奨学生氏名	

記入者（本人・連帯保証人・保証人）

（フリガナ）

氏 名



下記のとおり異動（改氏名、転居、勤務先変更）が生じたので、届け出ます。

記

1 変更した者（いずれかを○で囲む）
本人 ・ 連帯保証人 ・ 保証人

2 旧 姓

3 新本籍

4 新住所

〒

自宅電話番号

携帯電話番号

5 勤務先

名 称

所 在 地

電話番号

注) 連帯保証人、保証人の転居等の場合もこの様式を用いること。

福島県奨学生休学届

年 月 日

福島県教育委員会教育長

決定番号	大・高・特例 第 号
奨学生氏名	
学校名	
所属	部 科 学年

記入者（本人・連帯保証人・保証人）

（フリガナ）

氏 名

印

住 所 〒

電話番号 ()

下記のとおり休学しますので、届け出ます。

記

- 1 休学 期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 2 事由（詳細に）

3 奨学資金受領 年 月分まで

上記のとおり休学を許可しました。

年 月 日

学（校）長 氏 名

職 印

福島県奨学資金復活願

年 月 日

福島県教育委員会教育長

決定番号	大・高・特例 第 号
奨学生氏名	
学校名	
所属	部 科 学年

記入者（本人・連帯保証人・保証人）

（フリガナ）

氏 名



住 所 〒

電話番号 ()

上記のとおり復学（登校・進級）しましたので、奨学資金の復活をお願いします。

記

1 復学（登校）期日 年 月 日

2 事 由

3 休 止 の 日 年 月 日

4 卒業予定年月 年 月

上記の願出を適当と認めます。

年 月 日

学（校）長 氏 名



福島県奨学生転学届

年 月 日

福島県教育委員会教育長

決定番号	大・高・特例 第 号
奨学生氏名	

記入者（本人・連帯保証人・保証人）

（フリガナ）

氏 名

印

住 所 〒

電話番号 ()

年 月から下記のとおり転学しましたので、届け出ます。
記

奨学資金は 年 月分まで交付を受けました。

1 転 出 学（校） 科 第 学年から

2 転 入 学（校） 科 第 学年へ

3 事 由

4 卒業予定年月 年 月

（甲）転出学校の証明

上記のとおり転学を許可しました。

年 月 日

学（校）長 氏 名

職 印

（乙）転入学校の証明

上記のとおり本校に転学を許可しましたので、引き続き奨学資金の貸与をお願いします。

年 月 日

学（校）長 氏 名

職 印

福島県奨学生退学届

年 月 日

福島県教育委員会教育長

決定番号	大・高・特例 第 号
奨学生氏名	
学校名	
所属	部 科 学年

記入者（本人・連帯保証人・保証人）

（フリガナ）

氏 名



住 所 〒

電話番号 ()

下記のとおり退学しましたので、届け出ます。

記

1 退 学 期 日 年 月 日

2 事由（具体的に）

3 奨学資金受領 年 月分まで

上記のとおり退学を許可しました。

年 月 日

学（校）長 氏 名



福島県奨学生停学届

年 月 日

福島県教育委員会教育長

決定番号	大・高・特例 第 号
奨学生氏名	
学校名	
所 属	部 科 学年

記入者（本人・連帯保証人・保証人）

（フリガナ）

氏 名



住 所 〒

電話番号 ()

下記のとおり停学しましたので、届け出ます。

記

1 停学期間 年 月 日 ~ 年 月 日

2 事由（具体的に）

3 奨学資金受領 年 月分まで

上記のとおり停学としました。

年 月 日

学（校）長 氏 名

職 印

福島県奨学資金辞退届

年 月 日

福島県教育委員会教育長

決定番号	大・高・特例 第 号
奨学生氏名	
学校名	
所属	部 科 学年

記入者（本人・連帯保証人・保証人）

（フリガナ）

氏 名

㊞

住 所 〒

電話番号 ()

下記のとおり奨学資金を辞退しますので、届け出ます。

記

1 辞 退 期 日 年 月 日

2 事由（具体的に）

3 奨学資金受領 年 月分まで

上記のとおり辞退を申し出ました。

年 月 日

学（校）長 氏 名

職 印

連帯保証人・保証人変更届

年 月 日

福島県教育委員会教育長

決定番号	大・高・特例 第 号
奨学生氏名	
学校名	
所属	部 科 学年

記入者（本人・連帯保証人・保証人）

（フリガナ）

氏 名

㊞

住 所 〒

電話番号 ()

下記のとおり変更しますので、届け出ます。

記

- 1 変更する者（いずれかを○で囲む） 連帯保証人 ・ 保証人
- 2 変更する理由（詳細に）

- 3 新しく連帯保証人もしくは保証人になる者

（フリガナ）

(1) 氏 名

㊞

(2) 生年月日

(3) 本人との関係

(4) 本 籍

(5) 現住所 〒

電話番号 ()

(6) 勤務先（無職の時は前職を外書する）

(7) 年 収（税込）

- 4 旧連帯保証人もしくは旧保証人氏名

福島県奨学生死亡届

年 月 日

福島県教育委員会教育長

(フリガナ)

氏 名

印

住 所 〒

電話番号 ()

奨学生との関係 ()

次のとおり奨学生が死亡したため、戸籍抄本（除籍）を添えて届け出ます。

1 死亡者

決定番号 (大・高・特例 第 号)

(フリガナ)

氏 名

学 校 名

学年 (年度卒業)

2 死亡年月日 年 月 日

福島県奨学資金返還猶予願

年 月 日

福島県教育委員会教育長

決定番号	大・高・特例 第 号
	大・高・特例 第 号
奨学生氏名	
出身学校名	

記入者（本人・連帯保証人・保証人）

（フリガナ）

氏 名

㊞

住 所 〒

自宅電話番号 ()

携帯電話番号 ()

下記のとおり奨学資金の返還猶予を希望しますので、別紙証明書類を添えて願います。

記

1 希望の返還猶予期間

年 月から 年 月まで

2 事 由（詳細に）

（出身学校における最終奨学資金受領 年 月分）

記入例

福島県奨学資金返還猶予願

〇〇年〇月〇日

福島県教育委員会教育長

決定番号	30 特例 第 〇〇 号
奨学生氏名	福島 太郎
出身学校名	〇〇高校

基本は本人が記入※

記入者 (本人) 連帯保証人・保証人)

(フリガナ) フクシマ タロウ

氏 名 福 島 太 郎 (福島)

住 所 〒960-0000

〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇

電話番号 〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇

下記のとおり奨学資金の返還猶予していただきたいので別紙証明書類を添えてお願いいたします。

記

1 希望の返還猶予期間

貸与終了月の6ヶ月後の月を記入する

〇〇年 10月から

〇〇年 3月まで

在学の場合は「在学証明書」

2 事 由 (詳細に)

大学に進学した為

大学進学の場合は修業期間終了まで
その他は最長1年

(出身学校における最終奨学資金受領 〇〇年 3月分)

※ 本人が心身の故障その他の理由により記入できないときは、連帯保証人又は保証人が記入すること。

福島県奨学資金（東日本大震災特例採用）返還免除願

年 月 日

福島県教育委員会教育長

奨学生決定番号（ 特例第 号）

（フリガナ）

氏 名

住民票住所 〒

印

自宅電話番号 ()

携帯電話番号 ()

（フリガナ）

連帯保証人 氏 名

住民票住所 〒

印

自宅電話番号 ()

携帯電話番号 ()

下記のとおり奨学資金の返還免除を希望しますので、別紙証明書を添えて願います。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 借用金額 | 円 |
| 2 返還済の金額 | 円 |
| 3 返還未済の金額 | 円 |
| 4 免除を希望する金額 | 円 |
| 5 免除願出の事由 | |

注) 添付書類

本人の収入（見込）を証する書類（卒業または退学した翌月から12ヶ月分の収入証明）

記入例

福島県奨学資金（東日本大震災特例採用）返還免除願

年 月 日

福島県教育委員会教育長

(フリガナ)
 奨学生 氏 名
 住民票住所 〒 (住民票の住所を記入する)
 電話番号 ()

奨学生本人の住所を記入する

(フリガナ)
 連帯保証人 氏 名
 住民票住所 〒 (住民票の住所を記入する)
 電話番号 ()

出願時の連帯保証人の住所を記入する

必ず別の印鑑を押す

下記のとおり奨学資金の返還を免除していただきたいので別紙証明書を添えてお願いいたします。

氏名の記入を忘れずに

- 記
- 借用者氏名 _____ (決定番号 31特例 第 _____ 号)
 - 借用金額 (借用した全額) 円
 - 返還済の金額 0円
 - 返還未済の金額 (借用した全額) 円
 - 免除を希望する金額 (借用した全額) 円
 - 免除願出の事由

採用通知書の決定番号を記入する

(記入例) 高校を卒業し就職したが、収入見込みが返還免除基準を下回っているため

注) 添付書類
本人の収入(見込)を証する書類

福島県奨学資金貸与月額変更願 (届)

年 月 日

福島県教育委員会教育長

学校名 学 (校) 部 科 第 学年

奨 学 生 決定番号 (大・高・特例第 号)

(フリガナ)

氏 名

印

住 所 〒

(フリガナ)

連帯保証人 氏 名

印

住 所 〒

下記のとおり変更をお願いします。

記

1 従前の貸与月額 円

2 希望する貸与月額 円

3 変更する理由

4 希望する貸与開始月 年 月

上記のとおり願出を適当と認めます。

年 月 日

学 (校) 長 氏名

職印

給与等支払（見込）証明書 （雇用契約内容について記入）

- 1 被雇用者氏名 _____（ _____年 _____月 _____日生）
- 2 採用年月日 _____年 _____月 _____日（臨時採用（試用期間）がある場合はその発令日を記入）
- 3 健康保険の加入 有（ _____年 _____月 _____日から加入）
無（加入できない理由 _____）
- 4 給料、賃金等
・月給制 月額 _____円
・日給制 日額 _____円（1か月平均勤務日数 _____日）
・時間給制 時給 _____円
- 5 勤務を要しない日 日・月・火・水・木・金・土・祝祭日（○で囲む）
- 6 月平均の勤務時間（1日 _____時間 × _____日 = _____時間）
- 7 給与等支払状況（採用年月日から1年間分（見込みを含む）を記入）
- 記入についてのお問合せ 福島県高校教育課 電話024-521-7775
被雇用者経由で高校教育課へ提出してください。

支払 (見込) 年 月	支払金額 （支払区分ごとに記入）			
	給料等	通勤費	超勤等分	合計
	賞 与		年 月	
	賞 与		年 月	
	合 計			

上記のとおり相違ないことを証明する。

平成 _____年 _____月 _____日

住 所

電話 _____（ _____）

事業所名

事業所長

印

第4号様式（第8条関係）

※ 原簿 対照者印	※ 学校原簿 対照者印

奨学資金借用証書

福島県教育委員会教育長

年 月 日

現住所
本人
氏名 印

私は、福島県奨学生として、奨学資金の貸与を受け、下記の金額を借用しました。
この金額は、福島県奨学資金貸与条例その他の関係規程の規定に従い、裏面の奨学
資金返還明細書に記載のとおり滞りなく返還することを誓約します。

借用金額 金 _____ 円

私は、上記の借用金額に関する本人の債務につき、福島県奨学資金貸与条例その
他の関係規程の規定に従い、その履行の責めに任じます。

年 月 日

連帯保証人 印

保 証 人 _____ 印

記載上の注意

- 1 「※」印の欄は、記入しないでください。
- 2 返還金額は、アラビア数字で誤りのないように記入してください。

(記入例)

※ 原簿 対照者印	※ 学校原簿 対照者印
	担当者

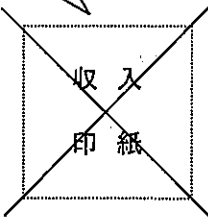
学校事務担当者の私印を押印してください。

奨学資金借用証書

福島県教育委員会教育長

卒業者の場合必ず「〇〇年3月31日」と記入してください。

不要



〇〇年3月31日

訂正する場合は、二重線を引き、借用証書に使用した印鑑と同じ本人の印鑑を押印してください。

住民票の住所を記入してください。

現住所 福島市杉妻町2-1

印鑑は別々のもので明瞭に押印してください。

本人
(自筆)

氏名 福島 太郎

福島 印

私は、福島県奨学生として、奨学資金の貸与を受け、下記の金額を借用しました。この金額は、福島県奨学資金貸与条例その他の関係規程の規定に従い、裏面の奨学資金返還明細書に記載のとおり滞りなく返還することを誓約します。

借用金額 金 △△△,△△△ 円 ※金額の訂正は不可

私は、上記の借用金額に関する他の関係規程の規定に従い、その履

訂正不可です。注意してください。
金額は返還計画表で確認し、間違えたときは、学校へ連絡すること。

〇〇年3月31日

訂正する場合は、二重線を引き、借用証書に使用した印鑑と同じ連帯保証人の印鑑を押印してください。

卒業者の場合必ず「〇〇年3月31日」と記入してください。

必ず連帯保証人が記入してください。

連帯保証人 福島 父郎
(自筆)

福島 印

保証人

印

保証人欄は空欄になります。

記載上の注意

- 1 「※」印の欄は、記入しないでください。
- 2 返還金額は、アラビア数字で誤りのないように記入してください。

第5号様式 (第8条関係)

奨学資金返還明細書

決定番号	特例 大 第 号		学校名	
ふりがな 氏名	-----		返還金額 総額	円
生年月日	年 月 日		返還 内訳	半年賦額 円
本籍				期間 年 月から 年 月まで
現住所	電話番号 ()		貸与 内訳	月額 円
				期間 年 月から 年 月まで
就職先又は志望校 (決定・内定・希望・未定)			名称	
			所在地	電話番号 ()
連帯 保証人	ふりがな 氏名	-----	本籍	
	生年月日		現住所	電話番号 ()
保証人	本人との 続柄		職業	
	年間収入 (税込)	千円	勤務先の 名称及び 所在地	
保証人	ふりがな 氏名	-----	本籍	
	生年月日		現住所	電話番号 ()
	本人との 続柄		職業	
	年間収入 (税込)	千円	勤務先の 名称及び 所在地	

(記入例)

奨学資金返還明細書

決定番号	〇〇 特例 第 〇〇 号	学校名	〇〇高等学校
ふりがな	ふくしま たろう	返還金額	△△△,△△△
氏名	福島 太郎		
生年月日	平成〇〇 年 〇 月	還元期間	半年賦額 △△,△△△ 円 (初回△△,△△△)
本籍	福島県福島市杉妻町2		
現住所	福島県福島市杉妻町2番16号 電話番号 024(521)7775	貸内	〇〇 年 〇 月 から 〇〇 年 〇 月 まで
就職先又は志望校 (決定・ <u>内定</u> ・希望・未定)	株式会社 福島 福島県福島市〇〇〇〇3番地の1 電話番号 024(535)1111	月額	△△,△△△
連帯保証人	ふくしま ちちろう 福島 父郎	期間	〇〇 年 4 月 から 〇〇 年 3 月 まで
保証人	父 年間収入 (税込) △△△,△△△円	本籍	福島県福島市〇〇〇2番16号
保証人	ふりがな 氏名 生年月日 本人との続柄 年間収入 (税込)	現住所	福島県福島市〇〇〇2番16号 電話番号 024(521)7775
		職業	会社 〇〇〇〇
		勤務先の名称及び所在地	伊達市〇〇〇〇1番地の1

初回金額も忘れずに記入してください。

返還計画表を見て記入すること。

住民票の住所を記入してください。

返還猶予を希望する場合でも返還期間を変更しないでください。

実際に勤務する場所が決まっていない場合は本社等の所在地で構いません。

連帯保証人は願書提出時の連帯保証人と同一の人にしてください。

住民票の住所を記入してください。(福島県内であることをご確認ください)

(例) (本人) 〒960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号 tel 024-521-7775
(連帯保証人) 〒000-0000 福島県福島市〇〇町△△番地 tel 090-0000-△△△△

※住民票住所と実際の住所が違う場合は、余白部分に連絡先現住所を記入してください。
※連帯保証人の住民票住所が福島県外の場合、高校教育課までご連絡をお願いします。

福島県奨学資金貸与条例

昭和27年6月19日 福島県条例第58号

最終改正 平成25年3月26日 福島県条例第44号

(この条例の目的)

第一条 この条例は、福島県出身の者であつて、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難と認められるものに対して奨学資金を貸与し、もつて教育の機会均等を図り、健全な社会の発展に資することを目的とする。

(貸与を受ける者の資格)

第二条 奨学資金は、次に掲げる要件を具備している者に対して、申請に基づき貸与する。

- 品行が正しく、かつ、学術に優れていること。
- 次のアからウまでに掲げる者の区分に応じ、当該アからウまでに定める要件を具備していること。

ア 県内に所在する高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）若しくは専修学校の高等課程（機械又は装置の修理、保守又は操作、製造、加工、建設、医療、栄養の指導、保育、経理その他これらに類する職業に必要な教授を目的とする修業年限二年以上の専修学校の高等課程で教育委員会が定めるものに限る。以下同じ。）に在学する者又は県内に所在する高等専門学校に入学しようとする者若しくは在学する者 その者が県内に引き続き六月以上住所を有していること。

イ 県外に所在する高等学校若しくは専修学校の高等課程に在学する者又は県外に所在する高等専門学校に入学しようとする者若しくは在学する者 その者が当該県外に所在する高等学校、専修学校の高等課程又は高等専門学校に入学し、又は転学するまで県内に引き続き六月以上住所を有しており、かつ、その者の生計を主として維持する者又はこれに準ずると認められる者が県内に引き続き六月以上住所を有していること。

ウ 大学（大学院を除く。以下同じ。）に入学しようとする者又は在学する者 その者が県内に所在する高等学校を卒業し、若しくは高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）による高等学校卒業程度認定試験若しくは同令附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）による大学入学資格検定に合格し（合格当時県内に住所を有していた場合に限る。）、かつ、大学に入学するまで若しくは大学に入学する目的をもつて住所を移転するまで県内に引き続き六月以上住所を有していたこと又はその者が県外に所在する高等学校を卒業し、かつ、卒業の日の属する月にこの条例に基づく奨学資金を受けていたこと。

エ その他教育委員会が定める者 教育委員会が特に認める事情にあること。

- 経済的理由により修学が困難であると認められること。
- 同種類の修学のための資金を他から受けていないこと。

(奨学資金の種類及び額)

第三条 奨学資金の種類は、月額貸与及び入学一時貸与とする。

2 奨学資金の額は、月額貸与にあつては次の表の上欄に掲げる学校等に在学する者について、同欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める月額以内と、入学一時貸与にあつては高等専門学校又は大学に入学しよう

とする者について五十万円以内とし、本人の希望、家庭の事情等を参酌して決定する。

(貸与の期間)

第四条 月額貸与に係る奨学資金を貸与する期間は、月額貸与に係る奨学資金の貸与を受ける者の在学する学校の正規の修業期間とする。

(保証人)

第五条 奨学資金の貸与を受けようとする者は、教育委員会が定めるところにより、保証人二人を立てなければならない。ただし、奨学資金の貸与を受けようとする者が災害により被害を受けた者である場合その他特別の理由があると教育委員会が認める場合については、保証人の人数を一人とすることができる。

2 前項の保証人のうち一人（前項ただし書の規定により保証人の人数を一人とした場合にあつては、保証人）は、奨学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(奨学生の決定)

第六条 奨学資金の貸与を受ける者（以下「奨学生」という。）は、教育委員会がこれを決定し、規則で定める方法により本人に通知する。

(奨学資金の交付)

第七条 月額貸与に係る奨学資金は、毎月本人に交付する。ただし、教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、数月分を併せて交付することができる。

2 入学一時貸与に係る奨学資金は、一括して本人に交付する。

(奨学資金の休止)

第八条 月額貸与に係る奨学生が休学したときは、この期間奨学資金を休止する。

(奨学資金の停止又は廃止)

第九条 奨学生が次の各号のいずれか（入学一時貸与に係るものにあつては、第五号又は第六号）に該当すると認められるときは、奨学資金を停止又は廃止する。

- 傷病などのために成業の見込みがないとき。
- 学業成績又は操行が不良となつたとき。
- 奨学資金を必要としない事由が生じたとき。
- 第二条第二号ア又はイに該当する者が県外に所在する高等学校、専修学校の高等課程又は高等専門学校に転学し、かつ、当該者及びその者の生計を主として維持する者又はこれに準ずると認められる者が県内に住所を有しなくなつたとき。
- 死亡したとき。
- その他奨学生として適当でないとき。

(奨学資金の返還)

第十条 奨学生は、卒業の月の六月後から二十年以内で教育委員会の定める期間内に、教育委員会が定める方法により、貸与を受けた奨学資金の全額を半年賦で返還しなければならない。ただし、事情によりその全部又は一部を一時に返還することができる。

2 奨学生が前項の規定により奨学資金を返還する場合以外の場合で次の各号のいずれか（入学一時貸与に係るものにあつては、第一号を除く。）に該当したときは、その月の六月後から

前項に準じて奨学資金を返還しなければならない。

- 一 貸与期間の満了
- 二 退 学
- 三 奨学資金の辞退
- 四 奨学資金の廃止

3 奨学資金は、無利息とする。

(借用証書)

第十一条 奨学生が卒業し、又は前条第二項各号の一に該当したときは、保証人と連署して、教育委員会が定めるところにより、奨学資金借用証書を提出しなければならない。

(返還猶予)

第十二条 奨学生であつた者が更に上級学校に進学したときは、その在学期間奨学資金の返還を猶予する。

2 災害、疾病その他正当の事由のために奨学資金の返還が困難と認められるときは、願出によつて相当の期間その返還を猶予することができる。

(返還免除)

第十三条 奨学生又は奨学生であつた者が、死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由により貸与を受けた奨学資金を返還することができなくなつたときは、相続人若しくは保証人又は本人からの願出によりその全部又は一部の返還を免除することができる。

(延滞利息)

第十四条 奨学生であつた者が、正当な理由がなくて奨学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年十パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収するものとする。

2 前項に規定する延滞利息の額の計算についての年当たりの割合は、^{じゆん}閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たり

の割合とする。
3 前二項の規定により計算した延滞利息の額が百円未満であるときは、延滞利息を徴収しないものとし、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(その他)

第十五条 この条例に定めるものを除くほか、この条例の施行に関し必要な事項は別に教育委員会が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の福島県奨学資金貸与条例第三条、第十条、第十一条及び第十四条の規定は、この条例の施行の日以後新たに奨学資金の貸与を受ける者について適用し、同日前において改正前の福島県奨学資金貸与条例の規定に基づき奨学資金の貸与を受けている者に係るこれらの規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第二条第二号ウの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第一条の改正規定（「はかり」を「回り」に改める部分に限る。）及び第九条第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

区 分		月 額	
高等学校	国立及び公立の高等学校	自宅通学のとき	18,000円
		自宅外通学のとき	23,000円
	私立の高等学校	自宅通学のとき	30,000円
		自宅外通学のとき	35,000円
専修学校の高等課程	国立及び公立の専修学校の高等課程	自宅通学のとき	18,000円
		自宅外通学のとき	23,000円
	私立の専修学校の高等課程	自宅通学のとき	30,000円
		自宅外通学のとき	35,000円
高等専門学校		18,000円	
大 学	国立及び公立の大学	35,000円	
	私立の大学	40,000円	
備考			
一 「自宅通学のとき」とは、その者の生計を主として維持する者と同居するとき又はこれに準ずると認められるときをいう。			
二 「自宅外通学のとき」とは、前号の自宅通学のとき以外のときをいう。			

福島県奨学資金貸与条例施行規則

昭和42年4月1日 教育委員会規則第8号
最終改正 平成25年3月26日 教育委員会規則第4号

(貸与の申請手続)

第一条 福島県奨学資金貸与条例（昭和二十七年福島県条例第五十八号。以下「条例」という。）の規定により奨学資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、奨学生願書（第一号様式）に当該申請者が現に在学する学校の長（現に学校に在学していない申請者にあつては、直近の卒業又は修了に係る学校の長。以下「在学等学校長」という。）の発行する奨学生推薦調書（第二号様式）及び教育長が別に定める書類を添えて、教育長に提出しなければならない。ただし、申請者のうち条例第二条第二号ウに規定する高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定に合格した者にあつては、奨学生推薦調書を申請書に添付することを要しない。

(保証人)

第二条 条例第五条第二項の規定により連帯して債務を負担する保証人は、県内に居住する成年者（奨学生（奨学資金の貸与を受ける者をいう。以下同じ。）が未成年者である場合にあつては、親権者、未成年後見人又はこれに代わる者と教育長が認めた者）であつて、独立の生計を営み、かつ、奨学資金の返還の責めを負うことができる程度の資力を有するものとする。

2 条例第五条第一項本文の保証人のうち前項の保証人以外の保証人は、成年者であつて、独立の生計を営み、かつ、奨学資金の返還の責めを負うことができる程度の資力を有するものとする。

(選考)

第三条 奨学生の選考は、教育長が第一条の規定により提出された書類を審査して行うものとする。この場合において、教育長は、必要があると認めるときは、当該書類の審査のほか、面接をあわせて行うことができる。

(奨学生の決定の通知)

第四条 条例第六条の規則で定める方法は、在学等学校長を経由した文書の本人への交付とする。ただし、条例第二条第二号ウに規定する高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定に合格した者の入学一時貸与の決定については、本人への交付とする。

(奨学資金の交付方法)

第五条 奨学資金は、奨学生が指定する本人名義の銀行口座への口座振替の方法によつて交付する。

(誓約書の提出)

第六条 奨学生として決定された者は、速やかに誓約書（第三号様式）を教育長に提出しなければならない。

(奨学資金の返還の期間及び方法)

第七条 条例第十条第一項に規定する教育委員会の定める期間は、別表の上欄に掲げる奨学資金の種類ごとに同表の中欄に掲げる貸与を受けた奨学資金の総額に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期間とする。

2 条例第十条第一項に規定する教育委員会では定める方法は、半年賦の均等返還の方法とする。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

(奨学資金借用証書の提出)

第八条 条例第十一条の規定による奨学資金借用証書の提出は、教育長が定める期間内での、既に貸与を受けた奨学資金に係る奨学資金借用証書（第四号様式）及び奨学資金返還明細書（第五号様式）の提出とする。

(返還の猶予の申請の手続)

第九条 条例第十二条第一項の規定により奨学資金の返還の債務の履行を猶予される者は、同項の規定に該当するに至つた日後速やかに当該規定に該当することを証するに足りる書類を教育長に提出しなければならない。

2 条例第十二条第二項の規定により奨学資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、同項の規定に該当することを証するに足りる書類を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

(返還の免除の申請の手続)

第十条 条例第十三条の規定による奨学資金の返還債務の免除を受けようとする者は、同条の死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由が存するとを証する書類を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

(学習状況等の報告)

第十一条 奨学生（入学一時貸与に係る者を除く。）は、学校等に在学する間は、毎年度一回教育長が別に定めるところにより、学習の状況等を報告しなければならない。

(届出)

第十二条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに、文書で、その旨を教育長に届け出なければならない。この場合において、当該奨学生が心身の故障その他の理由により届け出ることができないときは、保証人が当該奨学生に代わつて届け出なければならない。

- 一 氏名又は住所を変更したとき。
- 二 休学、復学、転学若しくは退学をし、又は停学の処分を受けたとき。
- 三 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があつたとき、又は保証人が死亡したとき、若しくは保証人について破産手続開始の決定その他保証人として適当でない理由が生じたとき。
- 四 その他重要な変更があつたとき。

2 奨学生は、保証人を変更しようとするときは、その旨及びその理由を記載した書類を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 奨学生が死亡したときは、奨学生の遺族又は保証人は、死亡の事実を証する書類を添えて、文書で、その旨を教育長に届け出なければならない。

- 4 前三項の規定は、奨学資金を返還しなければならない者でまだその全部又は一部を返還していないもの及び返還の猶予を受けている者について準用する。

(書類の經由)

第十三条 奨学生になろうとする者又は奨学生がこの規則の規定により教育長に提出する書類は、在学等学校長を経由して提出しなければならない。ただし、条例第二条第二号ウに規定する高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定に合格した者に係る奨学生願書及び入学一時貸与に係る誓約書の提出については、在学等学校長を経由することを要しない。

(委任)

第十四条 この規則に定めるもののほか、奨学生の選考の手続きその他条例の施行に関して必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 破産法（平成16年法律第75号）附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法の施行前にされた破産の申立て又は同法の施行前に職権でされた破産の宣告に係る破産事件については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第一号様式記載上の注意（5）の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別 表 （第7条関係）

奨学資金の種類	貸与を受けた奨学資金の総額	期 間
月額貸与	400,000円以下	7年
	400,000円を超え600,000円以下	8年
	600,000円を超え800,000円以下	9年
	800,000円を超え1,000,000円以下	10年
	1,000,000円を超え1,200,000円以下	11年
	1,200,000円を超え1,400,000円以下	12年
	1,400,000円を超え1,600,000円以下	13年
	1,600,000円を超え1,800,000円以下	14年
	1,800,000円を超え2,000,000円以下	15年
	2,000,000円を超え2,200,000円以下	16年
	2,200,000円を超え2,400,000円以下	17年
	2,400,000円を超え2,600,000円以下	18年
	2,600,000円を超え2,800,000円以下	19年
	2,800,000円を超えるもの	20年
入学一時貸与	500,000円以下	4年

福島県教育庁 高校教育課

〒960-8688

福島県福島市杉妻町2番16号

電話 024(521)7775

FAX 024(521)7973